

きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受けにくいきのこ生産体制づくり及び原油価格高騰によって経済的に影響を受けているきのこ生産者の負担軽減のため、きのこ生産者が行う省エネ機器等の設置及びきのこ栽培における燃料費の負担増加に対する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額の算出方法)

第2条 補助の対象とする事業は、きのこ生産者物価高騰対応事業とし、事業メニュー及び事業実施主体は別表1に、補助対象経費及び補助額の算出方法は別表2に、補助対象施設等は別表3に定めるところによる。

(申請書の提出期日等)

第3条 規則第3条第1項の規定による交付申請書（第1号様式又は第2号様式）の提出期日及び提出様式は、別表1に掲げる各事業メニューの当該欄に定めるものとする。ただし、提出期日については、知事がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第4条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長

に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める重要な変更以外の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他、規則、本要綱及びきのこ生産者物価高騰対応事業実施要領（令和4年8月25日付け森第1507号。以下「実施要領」という。）に従うこと。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）とし、このうち1件当たりの取得価格50万円以上のものは、その期間において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更等承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 別表1に定める事業メニューのうち、きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助について、規則第10条の規定による状況報告は、補助金実施状況報告書（第4号様式）により、四半期末終了後10日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金実績報告書(第2号様式又は第5号様式)により、次の期日までに行わなければならない。

(1) きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助については、事業完了の日から30日を経過した日、又は3月10日のいずれか早い期日

(2) きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助については、事業完了の日から30日を経過した日、又は3月25日のいずれか早い期日

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産においては、前条で定める耐用年数による処分制限期間が経過するまで財産管理台帳(第8号様式)その他関係書類を整備保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は第5条第3号に基づき、遅延届出書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、住所又は氏名(法人の場合は代表者を含む)を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

補 助 対 象 事 業	事 業 メ ニ ュ ー	事 業 実 施 主 体	申 請 書 の 提 出 期 日	申 請 書 の 提 出 様 式
きのこ生産者物価 高騰対応事業	1 きのこ生産施設 等の省エネルギー 化に対する補助	神奈川県内でのきのこ生 産を行う者（※） （個人・法人・団体）	実施要領別表 1 のとおり	第 1 号様式
	2 きのこ生産に係 る燃料費負担増加 に対する補助	神奈川県内でのきのこ生 産を行う者（※） （個人・法人・団体）	実施要領別表 1 のとおり	第 2 号様式

※ きのこを発生させ、出荷している者。

別表 2（第 2 条関係）

事 業 メ ニ ュ ー	補 助 対 象 経 費 （※）	補 助 額 の 算 出 方 法	重 要 な 変 更
			経費の配分の変更
1 きのこ生産 施設等の省エ ネルギー化に 対する補助	別表 3 に掲げる施設等の 設置に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内（千円未 満切捨て）	補助金額の増額又 は 3 割を超える減 額
2 きのこ生産 に係る燃料費 負担増加に対 する補助	きのこ栽培施設における 燃油（灯油・A 重油）費	実施要領別表 1 に定める期間にお ける燃油使用量に要領別表 1 に定 める補助単価を乗じて得た額の 1/2 以内（百円未満切捨て）	補助金額の増額又 は 3 割を超える減 額

※ きのこ生産のみに使用するものに限る。

別表 3（第 2 条関係）補助対象施設等

事 業 メ ニ ュ ー	施 設 区 分 ①	施 設 区 分 ②
1 きのこ生産施設等の省エ ネルギー化に対する補助	加温機	ヒートポンプ
		上記機器のほか省エネルギー化に資する機器
	乾燥機	電気乾燥機
		上記機器のほか省エネルギー化に資する機器
	ボイラー	木質資源利用ボイラー
		上記機器のほか省エネルギー化に資する機器
	殺菌装置	木質資源利用殺菌装置
		上記機器のほか省エネルギー化に資する機器
	断熱材 その他、同様の効果を 有するもの	
	その他（※）	

※ 省エネルギー化に資するものに限る。

第1号様式

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 交付申請書

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名^{フリガナ}

生年月日 H.S.T 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

○年度において、以下のとおり事業を実施したいので、きのこ生産者物価高対応事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請します。

1 事業実施の目的又は理由

--

2 事業の内容及び経費の区分

(単位：円)

事業メニュー	内 容	事 業 費	備 考
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助			
合 計			

※ 既存の施設等を更新する場合には、燃油又は電気使用量の削減率及びその算出根拠を備考欄に記載すること。

3 事業の着手及び完了の予定期日：着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

4 収支予算書

(単位：円)

事業メニュー	予算額			備考
	県補助金	その他	計	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助				
合計				

(単位：円)

事業メニュー	予算額	算出基礎
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助		
合計		

5 添付資料

- ・ 団体・法人にあつては、役員等氏名一覧表（第 1 号様式の 1）
- ・ 設置する施設等の見積書、カタログ及び図面

【※申請者が個人の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

署 名

第1号様式

令和6年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 交付申請書

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名^{フリガナ}

生年月日 H. S. T 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

令和6年度において、以下のとおり事業を実施したいので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、●●● (A) 円の交付を申請します。

1 事業実施の目的又は理由

木質バイオマスボイラーを導入して、燃料費の軽減を図る。

補助金額+自己資金(その他)

2 事業の内容及び経費の区分

(単位: 円)

事業メニュー	内 容	事業費	備考
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	木質バイオマスボイラー 1台	〇〇 (c)	
合 計		■ ■ ■ (C)	

※ 既存の施設等を更新する場合には、燃油又は電気使用量の削減率及びその算出根拠を備考欄に記載すること。

3 事業の着手及び完了の予定期日：着手予定年月日 令和6年9月1日

完了予定年月日 令和7年2月1日

4 収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

事業メニュー	予算額			備考
	県補助金	その他	計	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	〇〇 (a)	〇〇 (b)	〇〇 (c)	木質バイオマスボイラー 1台 〇〇株式会社 機種名： 型番： 補助金額： 〇〇円 × 1/2 = 〇〇 (a) 円
合 計	●●● (A)	▲▲▲ (B)	■ ■ ■ (C)	

(2) 支出

(単位：円)

事業メニュー	予算額	算出基礎
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	〇〇 (c)	木質バイオマスボイラー 1台 事業費： 〇〇 (c) 円
合 計	■ ■ ■ (C)	

5 添付資料

- ・ 団体・法人にあつては、役員等氏名一覧表（第1号様式の1）
- ・ 設置する施設の見積書、カタログ及び図面

【※申請者が個人の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

署 名 _____

第1号様式の1

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生 年 月 日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団 体 名

代表者氏名

第2号様式

令和6年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助) 交付申請書兼実績報告書

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

生年月日 H. S. T 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

令和6年度において、以下のとおり事業を実施したので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、〇〇円の交付を申請し、実績を報告します。

1 事業実施の目的又は理由

--

2 事業の内容及び経費の区分

(単位: 円)

事業メニュー	内 容	事 業 費	備 考
きのこ生産に係る 燃料費負担増加に 対する補助			
合 計			

3 事業の着手及び完了の日: 着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

4 収支精算

(1) 収入の部

事業メニュー	区分	実績額	備考
きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助	1 県補助金 2 その他補助金 3 その他	円	
	合計		

(2) 支出の部

事業メニュー	区分	実績額	備考
きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助		円	
	合計		

5 添付資料

- ・ 団体・法人にあつては、役員等氏名一覧表（第1号様式の1）
- ・ 燃油を使用する機械の写真（第2号様式の1）
- ・ 燃油使用量が確認できる領収書（第2号様式の2）

【※申請者が個人の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

署名 _____

第2号様式

令和6年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助) 交付申請書兼実績報告書

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和6年度において、以下のとおり事業を実施したので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、〇〇 (b) 円の交付を申請し、実績を報告します。

1 事業実施の目的又は理由

燃油価格の高騰で燃料費の負担が大きくなり、経営に影響が出ているため。

2 事業の内容及び経費の区分

補助金額+自己資金(その他)

(単位: 円)

事業メニュー	内 容	事 業 費	備 考
きのこ生産に係る 燃料費負担増加に 対する補助	灯油□□L (●月～●月)	22.6 円×□□L =〇〇 (a)	(月毎の燃油使用量を記載) ・12月 □□L ・3月 □□L
合 計		●●● (A)	

3 事業の着手及び完了の日: 着手年月日 令和6年7月1日
完了年月日 令和7年3月20日

4 収支精算

(1) 収入の部

「その他補助金」は市
町村補助金のこと

事業メニュー	区分	実績額	備考
きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助	1 県補助金 2 その他補助金 3 その他	円 〇〇 (b) 〇〇 〇〇	灯油 or A 重油 使用量：□□L (●月～●月) 補助金額： $22.6 \text{ 円/L} \times \square\square\text{L} \times 1/2$ = 〇〇 (b) 円
	合計	●●● (A)	

(2) 支出の部

事業メニュー	区分	実績額	備考
きのこ生産に係る燃料費負担増加に対する補助	きのこ栽培施設における灯油費	円 〇〇 (a)	事業費： $22.6 \text{ 円/L} \times \square\square\text{L}$ = 〇〇 (a) 円
	合計	●●● (A)	

5 添付資料

- ・ 団体・法人にあつては、役員等氏名一覧表（第1号様式の1）
- ・ 燃油を使用する機械の写真（第2号様式の1）
- ・ 燃油使用量が確認できる領収書（第2号様式の2）

【※申請者が個人の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

署名 _____

第2号様式の1

＜燃油を使用する機械の写真＞

ここに写真を貼ってください。

第2号様式の2

<〇年〇月分領収書>

ここに燃油（灯油・A重油）使用量が確認できる領収書を貼ってください。

<〇年〇月分領収書>

ここに燃油（灯油・A重油）使用量が確認できる領収書を貼ってください。

（注）台紙が不足する場合には、コピーしてください。

第3号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〇年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金変更等承認申請書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業メニュー	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

- （注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 廃止の場合は空欄とすること。
- 3 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。
- 4 不要な語句については、削除すること。

（責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先
（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第4号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 事業実施状況報告書

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(第○四半期(注3))

事業メニュー	総事業費	事業の遂行状況				備考 (注2)
		○年○月○日 までに完了したもの		○年○月○日 以降に実施するもの		
		事業費 (注1)	出来高比率	事業費 (注1)	事業完了 予定年月日	
きのこ生産 施設等の省 エネルギー 化に対する 補助	円	円	%	円		

(注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 記載事項が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称、その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 ○については、1、2又は3のうち該当する数字を入れること。

責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先
(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第4号様式

令和6年10月5日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

令和6年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金

(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 事業実施状況報告書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

提出日を記載

(第2四半期(注3))

事業メニュー	総事業費	事業の遂行状況				備考 (注2)
		令和6年10月5日までに完了したもの		令和6年10月5日以降に実施するもの		
		事業費 (注1)	出来高比率	事業費 (注1)	事業完了 予定年月日	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	円 1,000,000	円 300,000	% 30	円 700,000	令和6年2月1日	

例えば、事業費が100万円で、工事が全体のうち30%まで完了している場合や、30万円相当の工事が完了している場合、このような記載になる。

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称、その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 〇については、1、2又は3のうち該当する数字を入れること。

責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先
(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第5号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 実績報告書

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

1 事業実施の目的又は理由

--

2 事業の内容及び実績

(単位:円)

事業メニュー	内 容	事業費	備 考
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助			
合 計			

3 事業の着手及び完了の日:事業の着手年月日
事業の完了年月日

○年○月○日
○年○月○日

4 収支精算

(1) 収入の部

事業メニュー	区 分	① 精 算 額	② 予 算 額	比 較 増 減 (② - ①)		備 考
				増	減	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	1 県補助金	円	円	円	円	
	2 その他					
	合 計					

(2) 支出の部

事業メニュー	区 分	① 精 算 額	② 予 算 額	比 較 増 減 (② - ①)		備 考
				増	減	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助		円	円	円	円	
	合 計					

5 添付資料

- ・ 新たに設置した施設の写真（第5号様式の1）、見積書、領収書又は支払いを証する書面の写し、カタログ、及び図面（交付申請の際に提出したものから変更のない書類については不要）

責任者氏名 連絡先
 担当者氏名 連絡先
 （事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第5号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

完了の日から 30 日以内、または 3 月 10 日のいずれか早い日

住 所

氏 名

令和6年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金
(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助) 実績報告書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

1 事業実施の目的又は理由

木質バイオマスボイラーを設置して、燃料費の軽減を図る。

2 事業の内容及び実績

(単位：円)

事業メニュー	内 容	事業費	備考
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	木質バイオマスボイラー 1 台	〇〇 (a)	
合 計		■■■ (A)	

3 事業の着手及び完了の日：事業の着手年月日

〇年〇月〇日

事業の完了年月日

〇年〇月〇日

(記載例)

着手年月日：発注書の日付

完了年月日：納品書の日付

4 収支精算

(1) 収入の部

事業メニュー	区 分	① 精 算 額	② 予算額	比 較 増 減 (② - ①)		備 考
				増	減	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	1 県補助金 2 その他	円 〇〇 (b) 〇〇	円 〇〇 〇〇	円	円	木質バイオマスボイラー 1 台 〇〇株式会社 機種名： 型番： 補助金額： 〇〇円 × 1/2 = 〇〇 (b) 円
	合 計	■■■ (A)	●●●			

交付申請書に記載の金額

(2) 支出の部

事業メニュー	区 分	① 精 算 額	② 予算額	比 較 増 減 (② - ①)		備 考
				増	減	
きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助	木質バイオマスボイラーの設置に要する経費	円 〇〇 (a)	円 〇〇	円	円	事業費：〇〇 (a) 円 1 台
	合 計	■■■ (A)	●●●			

補助金額
+
自己資金

交付申請書に
記載の金額

5 添付資料

- 新たに設置した施設の写真（第5号様式の1）、見積書、領収書又は支払いを証する書面の写し、カタログ、及び図面（交付申請の際に提出したものから変更のない書類については不要）

責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先
(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第5号様式の1

＜新たに設置した施設の写真＞

ここに写真を貼ってください。

第6号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名

○年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けたきのこ生産者物価高騰対応事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 事業メニュー

2 補助金の額の確定額 金 円

3 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（3で「無」を選択の場合は以下不要）

4 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（4で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

7 補助金返還相当額（6から5の額を差し引いた額） 金 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

責任者氏名 連絡先

担当者氏名 連絡先

（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第7号様式

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

地区名		地区	事業実施年度	年度		補助金名	きのこ生産者物価高騰対応事業補助金(きのこ生産施設等の省エネルギー化に対する補助)						
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業メニュー	設置した 施設等の名称	設置場所	事業量 (数量等)	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
							補助金	その他					
						円	円	円					
計													
計													
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第 8 号様式

○年度きのこ生産者物価高騰対応事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、きのこ生産者物価高騰対応事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき次のとおり報告します。

1. 事業メニュー
2. 事業担当者名 [代表]
3. 補助事業の内容及び進捗状況
4. 遅延理由
5. 遅延に対して講じた措置
6. その他